

鋼船規則

規則

〇編 作業船

2021年 第2回 一部改正

2021年12月27日 規則 第54号

2021年7月28日 技術委員会 審議

2021年12月16日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

〇 編 作業船

5 章 押船

5.8 を次のように改める。

5.8 ~~一体型押船に対する特別要件~~

5.8.1 一般*

5.1.1-2.に該当しない押船であっても、押船が推進機関及び帆装を有しない船舶と結合して一体となって航行する場合には、次の(1)及び(2)の要件を満足すること。

- (1) 結合したときの全長が 55 m 以上の場合、結合して一体となった船舶として、W 編各章の該当規定によらなければならない。
- (2) ~~当該推進機関及び帆装を有しない船舶を曳航するために必要となる C 編 27.1 に規定する長さ及び強度の引綱を備えなければならない。当該引綱は、曳航する船舶の艀装数に応じて C 編 27.1 の規定に適合するものでなければならない。ただし、船級符号に“Smooth Water Service”を付記して登録される押船にあっては、この限りではない。~~

附 則

1. この規則は、2022年1月1日から施行する。

鋼船規則検査要領

○ 編 作業船

要
領

2021 年 第 2 回 一部改正

2021 年 12 月 27 日 達 第 51 号

2021 年 7 月 28 日 技術委員会 審議

2021年12月27日 達 第51号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

〇 編 作業船

〇5 押船

〇5.8 を次のように改める。

~~〇5.8 一体型押船に対する特別規定~~

〇5.8.1 一般

-1. 規則 〇 編 5.8.1(1)の適用上、規則 W 編 2.1.4 の規定は、構造上不可能なものについては適用する必要は無い。

-2. 規則 〇 編 5.8.1(2)の適用上、推進機関及び帆装を有しない船舶を曳航するための引綱は、規則 〇 編 5.4 で要求される引綱と兼用して差し支えない。

附 則

1. この達は、2022年1月1日から施行する。